

# 市・県民税の申告はお早めに！

受付期間は2月16日(木)～3月15日(水)

【土、日曜日は除く】

☆2月26日(日)、3月5日(日)は、

市役所本庁で申告受付ができません。

※お問い合わせは

本庁 税務課市民税係	☎ 53-8412
田鶴浜支所 総務課	☎ 68-3131
中島支所 総務課	☎ 66-1111
能登島支所 総務課	☎ 84-1111

## 申告期限は3月15日(水)

平成18年度の市・県民税の申告時期を迎えました。申告はみなさんの税額を決める大切な手続きです。申告書は「申告の手引き」などを参考に自分で書いて、お住まいの地区の指定日に申告してください。☆申告は郵送でも受付します。

## 混雑緩和にご協力ください

《受付日は地区ごとに指定しています》

市では、次頁日程表のとおり市・県民税の申告および簡易な確定申告の相談・受付を行います。各会場は混雑を緩和するために、対象地区を指定しています。

※市役所本庁の市営駐車場は、例年、大変混雑しますので、公共交通機関をご利用ください。

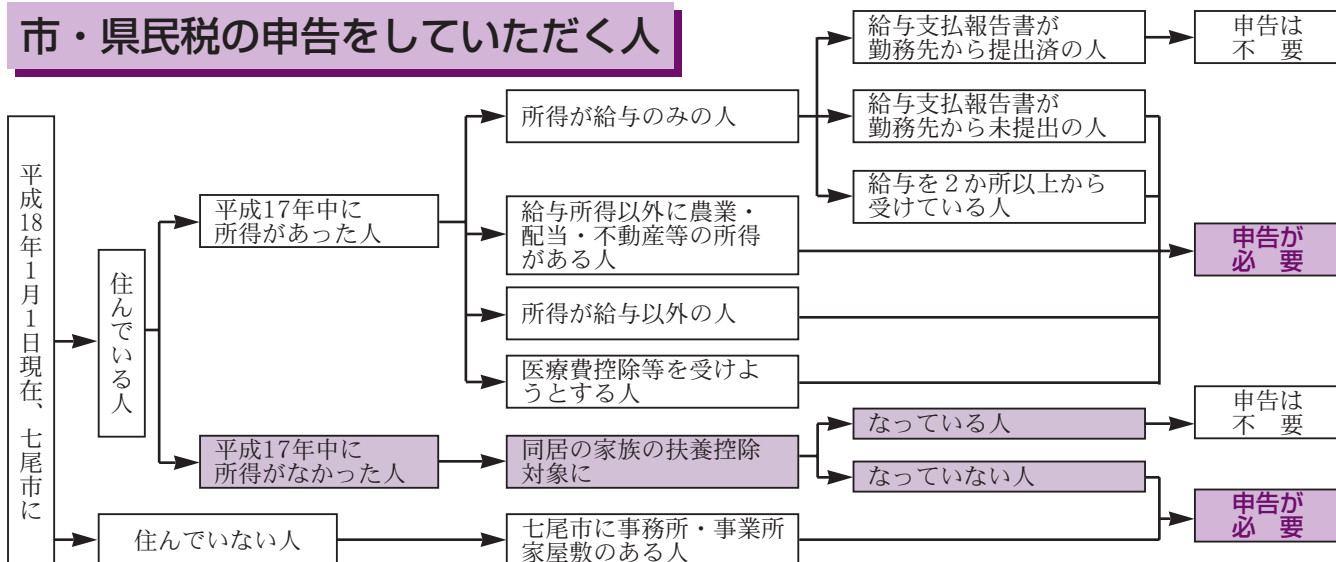
### 申告に必要なもの

1. 申告書、印鑑
2. 平成17年中の所得のわかるもの
  - ① 給与収入・年金収入のある人
  - 源泉徴収票
  - ② 営業等、農業、不動産所得のある人
  - 収支のわかる帳簿、領収書、支払調書等
3. 国民健康保険税・国民年金・介護保険の領収書、生命保険料・個人年金保険料・損害保険料の支払証明書
4. 医療費控除を受ける場合
  - 医療費の領収書と保険などで補てんされた金額のわかるもの
  - ※ 医療費控除を受ける人は、領収書を整理し、1年間の医療費の合計額を計算したうえで、お持ちください。
5. 障害者控除を受ける場合
  - 障害者手帳等

※平成17年中に所得のなかった人についても、国民健康保険加入者は保険税の軽減判定等のため、申告書の提出が必要です。申告書裏面の記入欄に前年中の生活状況等を記入して提出してください。

※申告が必要な人で申告書が届いていない場合は、市役所・各支所、各申告会場に直接おいでください。

## 市・県民税の申告をしていただく人



※税務署に「平成17年分の所得税の確定申告書」を提出された人は、この申告をする必要はありません。